

税

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や家屋に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・家屋の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。

※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

令和6年度は地方税法に定められた基準年度にあたるため、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

受付期間 公示日（4月1日（月）予定）以降に納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先 固定資産評価審査委員会

（総合行政委員会内）

■低所得者世帯にかかる固定資産税の減免制度 ※要申請

固定資産税・都市計画税につ

いて、低所得などの理由で納税が困難な世帯に対して土地・家屋の税額を2分の1に減免します。

対象 次の①～④の要件をすべて満たす人

①所有者要件

●納税者が次のA～Cのうち、いずれかに該当すること

①昭和34年1月1日以前に生まれた人

②個人市民税・府民税において、特別障害者控除を適用できる人

③令和5年度個人市民税・府民税において、ひとり親または寡婦控除の適用がある人

④所得要件

本人および生計を一にする全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得であること

③所有資産要件

●令和6年1月1日現在において、所有する固定資産が自己居住用（住民登録などをしていること）の家屋およびその敷地のみであること

●当該家屋の現況延べ床面積が120㎡以下であること

④年税額要件

●土地・家屋の固定資産税（都市計画税を含む）の年税額が10万円以下であること

必要な物 マイナンバーカード、固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）

申請・問合先 4月1日（月）から納期限（令和6年度1期分）から申請の場合は5月31日（金）までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減という趣旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限る）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

問合先 税務課

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。詳しくは問い合わせください。

市税などの納付に一部のスマートフォンアプリの請求書支払いが利用できます

市税などの納付に「PayB」「PayPay」「LINE Pay」「FamiPay」「au PAY」が利用できます。

スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、いつでもどこでも市税などの納付ができます。ぜひ利用してください。

※「PayPay」「LINE Pay」「FamiPay」「au PAY」の利用には、事前にアプリ内でチャージが必要です。詳しい操作方法は、各社ホームページまたは、市ホームページをご確認ください。

納付可能対象

- 個人市府民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（償却資産含）
- 軽自動車税
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 奨学金基金（「PayB」のみ）

問合先 各担当課

※バーコードが印字されていない、または取扱期限がすぎた納付書では利用できません。領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は交付されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。

